

令和 8 年 4 月 特定乳児等通園支援事業者の確認

令和 8 年 2 月 2 6 日 保育課

1. 確認制度と利用定員について（子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 1 項及び第 2 項）

確認制度とは、市が乳児等通園支援事業者の申請に基づき、乳児等支援給付費の支給対象である「特定乳児等通園支援事業者」であることを確認する制度です。

確認は、利用定員を定めて行うものとされています。

2. 豊橋市子ども・子育て会議での意見聴取

子ども・子育て支援法第 54 条の 2 第 3 項の規定により、乳児等通園支援の利用定員を設定する際には、子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないとされています。

3. 新規申請施設について

令和 8 年度は、下記のとおり、保育園 1 施設から特定乳児等通園新事業者の確認申請が提出されています。

施設名	施設種別	新旧利用定員			
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	計
津田保育園	保育所	0 人⇒1 人	0 人⇒2 人	0 人⇒2 人	0 人⇒5 人
		1 人増	2 人増	2 人増	5 人増